

契約の方法及び入札の条件

(工事・条件付一般競争入札・価格競争の場合)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

予定価格が事後公表の場合において、初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき、最低制限価格を設定する。

(4) 契約保証金

福島県財務規則第228条に定める契約保証金は、請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは、免除する。

なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円を超えたときは、この限りではない。

また、落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

(5) 前払金

福島県財務規則第112条(以下「規則」という。)で定める前払金は、次のとおりとする。

ア 第1項に定める前払金 請負代金額の5割以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)

イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)

(6) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5(中間前払金の約定をするときは、10分の6(前払金の約定をしないときは、10分の3))を越えた場合に限る。

なお、部分払の回数は、規則第239条第3項で定めるところによる。

(7) 工期

工期は、設計書(金額抜き)表紙記載のとおりとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

(8) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(9) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は、労務者を休業させるよう配慮すること。

(10) 現場代理人届等

ア 受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

イ この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。(※イは該当しない場合、削除すること)

(11) スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア 約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

イ 約款第25条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり(ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りでない。)、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当す

- ることを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (12) インフレ条項に基づく請負代金額の変更
約款第25条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2ヶ月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。
また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (13) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置
この工事については、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から30日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。
- (14) 不可抗力による損害の負担
約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは、損害額に含めないものとする。
- (15) 下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (16) 配置予定の技術者
- ア 他の発注機関の入札との関係について
同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。
なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、同日同時刻に行われる入札（国、県、市町村を含む。）については、他の入札に参加した場合は当該入札に参加してはならない。
- イ 他の建設工事の配置技術者との関係について
入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。
- ウ 監理技術者
土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者が必要な講習を受けている技術者を配置すること。
- (17) 工事請負契約書
「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記の条項を挿入する。
- (18) 契約確定の時期
地方自治法第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。
- (19) 見積内訳書
入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限定。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。
- (20) 入札の際に提示すべき書類は、次のとおりとする。
- 一 福島県工事請負契約約款
 - 二 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
 - 三 福島県元請・下請関係適正化指導要綱